



発行 新潟県

第22号

平成31年3月19日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 5 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(総務事務センター)

告 示

- 284 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
285 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
286 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
287 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
288 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の廃止届（障害福祉課）
289 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
290 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
291 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
292 保安林の指定予定（治山課）
293 保安林の指定解除予定（治山課）
294 換地処分（農地整備課）
295 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
296 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
297 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
298 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
299 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
300 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
301 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
302 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
303 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
304 建築基準法による道路位置の廃止（建築住宅課）

公 告

大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

病院局管理規程

- 3 新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

- 23 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
24 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告（選挙管理委員会）
25 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）

公安委員会告示

- 32 検定合格者審査の実施（生活安全企画課）

規 則

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第5号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和45年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(災害の報告)</p> <p>第3条 職員について、公務又は通勤により生じたと認められる災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）が発生した場合には、当該職員の所属課（所及び所属のない場合の庶務を担当する課又は所を含む。以下「所属課」という。）の長は、その災害が公務により生じたものであるときは別記第1号様式による公務災害報告書を、通勤により生じたものであるときは別記第2号様式による通勤災害報告書を実施機関に対して速やかに提出しなければならない。<u>負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(認定及び通知)</p> <p>第4条 実施機関は、前条の<u>規定による</u>報告を受けたときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定を行い、その災害が公務により生じたものであると認定したとき又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に書面により条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。</p> <p><u>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもない</u>と認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>実施機関の職氏名</u></p>	<p style="text-align: center;">(災害の報告)</p> <p>第3条 職員について、公務又は通勤により生じたと認められる災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）が発生した場合には、当該職員の所属課（所及び所属のない場合の庶務を担当する課又は所を含む。以下「所属課」という。）の長は、その災害が公務により生じたものであるときは別記第1号様式による公務災害報告書を、通勤により生じたものであるときは別記第2号様式による通勤災害報告書を実施機関に対して速やかに提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(認定及び通知)</p> <p>第4条 実施機関は、前条の報告を受けたときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定を行い、その災害が公務により生じたものであると認定したとき又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に書面により条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。</p>

- (2) 災害を受けた職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第24条の2 (略)

(審査の申立ての教示)

第25条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

第26条 (略)

第27条 (略)

別記

第1号様式(第3条関係)

公務災害発生報告書

(略)	
<input type="checkbox"/> 下記の災害については、公務により生じたものと認められるので報告します。	(所属課の長) ㊦
<input type="checkbox"/> 下記の災害については、右記の者から公務により生じた旨の申出があつたので報告します。	(申出者氏名) (災害を受けた職員との続柄)
1	(略)
災害を受けた職員に関する事項	
(略)	

(略)

(注 意 事 項)

第24条の2 (略)

第25条 (略)

第26条 (略)

別記

第1号様式(第3条関係)

公務災害発生報告書

(略)	
下記の災害については、公務により生じたものと認められるので報告します。	(所属課の長) ㊦
1	(略)
被災職員に関する事項	
(略)	

(略)

(注 意 事 項)

- 1 (略)
- 2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば民生委員、統計調査員等と記入すること。
- 3 (略)

第2号様式 (第3条関係)

通勤災害発生報告書

(略)	
□下記の災害については、通勤により生じたものと認められるので報告します。	(所属課の長) ㊦
□下記の災害については、右記の者から通勤により生じた旨の申出があつたので報告します。	(申出者氏名) (災害を受けた職員との続柄)

1 (略)

災害を受けた職員に関する事項

(略)

(略)

(注 意 事 項)

- 1 (略)
- 2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば民生委員、統計調査員等と記入すること。
- 3・4 (略)

第3号様式 (第8条関係)

地方公務員災害補償
療養の給付請求書

(実施機関の職氏名)	(略)
(略)	
(略)	

- 1 (略)
- 2 「職名の欄」には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば民生委員、統計調査員等と記入すること。
- 3 (略)

第2号様式 (第3条関係)

通勤災害発生報告書

(略)	
下記の災害については、通勤により生じたものと認められるので報告します。	(所属課の長) ㊦

1 (略)

被災職員に関する事項

(略)

(略)

(注 意 事 項)

- 1 (略)
- 2 「職名の欄」には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば民生委員、統計調査員等と記入すること。
- 3・4 (略)

第3号様式 (第8条関係)

地方公務員災害補償
療養の給付請求書

(実施機関の長の職氏名)	(略)
(略)	
(略)	

(略)

第4号様式 (第8条関係)

地方公務員災害補償
療養補償請求書

(実施機関の職氏名)	(略)
(略)	
(略)	

(略)

第5号様式 (第8条関係)

地方公務員災害補償
休業補償請求書

(実施機関の職氏名)	(略)
(略)	
(略)	

(略)

第5号様式の2 (第8条関係)

地方公務員災害補償
傷病補償年金請求書

(実施機関の職氏名)	(略)
(略)	
(略)	

(略)

第5号様式の3 (第8条関係)

地方公務員災害補償
傷病補償年金変更請求書

(実施機関の職氏名)	(略)
(略)	
(略)	

(略)

第6号様式 (第8条関係)

地方公務員災害補償
年 金
障害補償一時金請求書

(実施機関の職・氏名)	(略)
(略)	
(略)	

(略)

第6号様式の2 (第8条関係)

地方公務員災害補償

(略)

第4号様式 (第8条関係)

地方公務員災害補償
療養補償請求書

(実施機関の <u>長</u> の職氏名)	(略)
(略)	
(略)	

(略)

第5号様式 (第8条関係)

地方公務員災害補償
休業補償請求書

(実施機関の <u>長</u> の職氏名)	(略)
(略)	
(略)	

(略)

第5号様式の2 (第8条関係)

地方公務員災害補償
傷病補償年金請求書

(実施機関の <u>長</u> の職氏名)	(略)
(略)	
(略)	

(略)

第5号様式の3 (第8条関係)

地方公務員災害補償
傷病補償年金変更請求書

(実施機関の <u>長</u> の職氏名)	(略)
(略)	
(略)	

(略)

第6号様式 (第8条関係)

地方公務員災害補償
年 金
障害補償一時金請求書

(実施機関の <u>長</u> の職・氏名)	(略)
(略)	
(略)	

(略)

第6号様式の2 (第8条関係)

地方公務員災害補償

<p style="text-align: center;">障害補償年金差額一時金請求書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(実施機関の職・氏名)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>第6号様式の3 (第8条関係) 地方公務員災害補償 障害補償年金前払一時金請求書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(実施機関の職・氏名)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>第7号様式の2 (第8条関係) 地方公務員災害補償 介護補償請求書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(実施機関の職氏名)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(実施機関の職・氏名)	(略)	(略)		(略)		(略)		(実施機関の職・氏名)	(略)	(略)		(略)		(略)		(実施機関の職氏名)	(略)	(略)		(略)		(略)		<p style="text-align: center;">障害補償年金差額一時金請求書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(実施機関の<u>長</u>の職・氏名)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>第6号様式の3 (第8条関係) 地方公務員災害補償 障害補償年金前払一時金請求書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(実施機関の<u>長</u>の職・氏名)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>第7号様式の2 (第8条関係) 地方公務員災害補償 介護補償請求書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(実施機関の<u>長</u>の職氏名)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(実施機関の <u>長</u> の職・氏名)	(略)	(略)		(略)		(略)		(実施機関の <u>長</u> の職・氏名)	(略)	(略)		(略)		(略)		(実施機関の <u>長</u> の職氏名)	(略)	(略)		(略)		(略)	
(実施機関の職・氏名)	(略)																																																
(略)																																																	
(略)																																																	
(略)																																																	
(実施機関の職・氏名)	(略)																																																
(略)																																																	
(略)																																																	
(略)																																																	
(実施機関の職氏名)	(略)																																																
(略)																																																	
(略)																																																	
(略)																																																	
(実施機関の <u>長</u> の職・氏名)	(略)																																																
(略)																																																	
(略)																																																	
(略)																																																	
(実施機関の <u>長</u> の職・氏名)	(略)																																																
(略)																																																	
(略)																																																	
(略)																																																	
(実施機関の <u>長</u> の職氏名)	(略)																																																
(略)																																																	
(略)																																																	
(略)																																																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第284号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成31年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ながおか歯科	長岡市柏町1丁目4番22号	平成31年3月1日
やまだまち調剤薬局	長岡市山田3-2-7	平成31年2月1日
たにし整形外科クリニック	上越市下門前2275番地	平成30年11月1日
おおしま歯科クリニック	上越市国府1丁目24-10	平成30年4月13日
ゆう調剤薬局	上越市昭和町2丁目17-11	平成29年12月1日

じろう歯科診療所	三条市長野337番地	平成31年3月1日
小千谷さくら病院	小千谷市小栗田2732番地	平成31年3月1日
医療法人社団 さかいファミリークリニック	燕市柳山777-1	平成30年5月1日
さくら薬局	燕市殿島2-10-14	平成31年2月1日
北新調剤薬局 吉田店	燕市吉田3749	平成31年2月1日
すいばら調剤薬局	阿賀野市下条町13-13	平成31年1月25日
上村医院	魚沼市諏訪町1丁目12番地	平成28年12月1日

◎新潟県告示第285号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
たにし整形外科クリニック	上越市下門前2275	平成30年10月31日
ゆう調剤薬局	上越市昭和町2丁目17-11	平成29年11月30日
大島医院	十日町市川原町114番地	平成31年3月31日

◎新潟県告示第286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角 英世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
同行援護	エフビー訪問介護かすが	上越市木田二丁目16番50号	エフビー介護サービス株式会社	平成31年3月1日
就労継続支援B型	さふたか	上越市寺町3丁目18-6	株式会社GINKA	平成31年3月1日
共同生活援助	アザレア	新発田市東新町2丁目6番13号	ビノン株式会社	平成31年3月1日

◎新潟県告示第287号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角 英世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護 重度訪問介護	ケア・サポートつばめ	燕市小高610番地1	有限会社燕看護婦家政婦紹介所	平成31年 3月15日
同行援護	さくらメディカル株式会社直江津訪問介護事業所	上越市西本町3丁目8番12号	さくらメディカル株式会社	平成31年 3月31日

◎新潟県告示第288号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
地域定着支援	社会福祉法人 燕市社会福祉協議会	燕市道金1160番地	社会福祉法人燕市社会福祉協議会	平成31年 3月31日
地域移行支援 地域定着支援	障がい者支援センターさんわ	長岡市東新町1丁目6番8号	社会福祉法人さんわ福祉会	平成31年 3月31日

◎新潟県告示第289号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス オハナ新発田	新発田市五十公野4837番7号	ライフサポートクリエイション株式会社	平成31年 3月1日

◎新潟県告示第290号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 区域
姫津漁業協同組合の地区及び佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市北狄、戸地、戸中の区域
- 2 区分
10トン未満の漁船により主として一本釣りをを行う漁業
- 3 届出年月日
平成31年2月22日

◎新潟県告示第291号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角 英世

1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市南片辺、北片辺、石花、後尾、北川内、北立島、入川、高千、北田野浦、小野見及び石名の区域

2 区分

主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業

3 届出年月日

平成31年2月22日

◎新潟県告示第292号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県五泉市上戸倉字野出1673の1から1673の7まで、1674

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び五泉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第293号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角 英世

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県南魚沼市欠之上宇沢山826の5・826の23・826の25（以上3筆国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

◎新潟県告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、南魚沼市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備（農地環境整備）事業新外谷地区に係る換地処分をした。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第295号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成29年2月21日新潟県告示第164号）を次のとおり解除する。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松本(3)地区	三島郡出雲崎町大字松本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第296号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年8月30日新潟県告示第1045号）を次のとおり解除する。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角 英世

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西番神地区	柏崎市番神二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第297号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年1月24日新潟県告示第73号）を次のとおり解除する。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小原新田地区	妙高市大字小原新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第298号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年2月21日新潟県告示第165号）の指定を解除する。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

松本(3)地区	三島郡出雲崎町大字松本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
---------	-------------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第299号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年8月30日新潟県告示第1046号）の指定を解除する。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角英世

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西番神地区	柏崎市番神二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第300号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年1月24日新潟県告示第74号）の指定を解除する。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小原新田地区	妙高市大字小原新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第301号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年3月19日

新潟県知事 花角英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松本(3)地区	三島郡出雲崎町大字松本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西番神地区	柏崎市番神二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小原新田地区	妙高市大字小原新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第302号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松本(3)地区	三島郡出雲崎町大字松本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西番神地区	柏崎市番神二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小原新田地区	妙高市大字小原新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第303号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 小千谷都市計画道路(小千谷市決定)
名称 3・4・6号 城内桜町線
3・4・11号 旭町山本線
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第304号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

平成31年3月19日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 廃止した指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 廃止の年月日
平成31年3月8日
- 3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
○廃止した部分(昭和47年10月5日指定の全部) 五泉市南本町一丁目2236番、2237番	4.00	30.00

公 告

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成31年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 東京インテリア家具長岡店
所在地 長岡市千秋2丁目2782番地1 外
設置者 株式会社東京インテリア家具
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称の変更
(変更前) (仮称) 東京インテリア家具長岡店
(変更後) 東京インテリア家具長岡店
- 3 変更年月日
平成31年2月1日
- 4 変更の理由
店舗の名称が正式に決まったため
- 5 届出年月日

平成31年3月5日

- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成31年3月19日から平成31年7月19日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月19日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程(平成12年新潟県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(夜間看護手当) 第3条 (略) 2 前項に規定する手当の額は、当該勤務1回につき、次のとおりとする。		(夜間看護手当) 第3条 (略) 2 前項に規定する手当の額は、当該勤務1回につき、次のとおりとする。	
勤務時間の区分		勤務時間の区分	
手当の額		手当の額	
その勤務に係る勤務時間が深夜の全部を含むものである場合		その勤務に係る勤務時間が深夜の全部を含むものである場合	
その勤務に係る勤務時間が深夜の1部を含むものである場合	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	その勤務に係る勤務時間が深夜の1部を含むものである場合	深夜における勤務時間が4時間以上である場合
	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合
	深夜における勤務時間が2時間未満である場合		深夜における勤務時間が2時間未満である場合

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成30年11月28日付け新潟県選挙管理委員会告示第79号の一部を次のとおり改める。

平成31年3月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成31年 2月22日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第三選挙区支部

(報告年月日平成30年 5月31日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	69,154,105	68,954,105
本年收入額	64,412,687	64,212,687
3 本年收入の内訳		
寄附	36,299,000	36,099,000
政治団体分	19,170,000	18,970,000
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
全国たばこ耕作者政治連盟	100,000 東京都港区	
日本養豚振興政治連盟	100,000 東京都渋谷区	

◎新潟県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、小千谷市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成31年 3月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
小千谷市東小千谷体育センター	小千谷市旭町13番8号 (旧小千谷市大字蕨生乙1234番地)	競技場	966.80	平成31年 3月 1日

◎新潟県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、阿賀野市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成31年 3月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
阿賀野市ふれあい会館	阿賀野市山崎77番地	多目的ホール・ステージ	206.00	平成31年 3月 1日

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第32号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

平成31年 3月19日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

1 区分、実施日時及び定員

区 分	実 施 期 日	実 施 時 間	定 員
空港保安警備業務 2 級	平成31年 4 月 24 日 (水)	午前10時から 午後 5 時まで	各30人
施設警備業務 2 級			
交通誘導警備業務 2 級			
貴重品運搬警備業務 2 級			

2 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地 2
技術士センタービル I 8階会議室

3 対象者

(1) 空港保安警備業務 2 級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備 1 級又は 2 級に合格した者

(2) 施設警備業務 2 級

旧検定の常駐警備 1 級又は 2 級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務 2 級

旧検定の交通誘導警備 1 級又は 2 級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務 2 級

旧検定の貴重品運搬警備 1 級又は 2 級に合格した者

4 判定

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

5 申請手続

(1) 事前申込み

検定合格者審査を受けようとする者は、審査申請書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 申込期間

平成31年 4 月 2 日 (火) から平成31年 4 月 3 日 (水) までの各日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1 件の電話での申込みは、1 人とする。

(2) 審査申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により審査申請書を提出すること。

ア 提出期間

平成31年 4 月 15 日 (月) から平成31年 4 月 16 日 (火) までの各日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

審査申請書 1 通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

(7) 写真 1 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(イ) 旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通

(ロ) 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は、新潟県内に住所を有することを疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）又は新潟県内の営業所に所属することを疎明する書面（営業所の所属証明書等）

エ 提出方法

申請者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

6 審査手数料

(1) 金額

4,700円

(2) 納付方法

新潟県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること。

なお、納付した審査手数料は、還付しない。

7 留意事項

旧合格証の記載事項に変更がある者は、事前に書換えをしてから申請すること。

8 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110（代表）